

一般社団法人 日本計量生物学会 試験統計家認定制度

過渡的措置による責任試験統計家認定申請（第1回）について

過渡的措置による責任試験統計家認定を希望する方は、2017年7月31日（月）（当日消印有効）までに、申請書様式をダウンロードし、申請書類一式を下記の送付先に書留郵便またはレターパックでお送りください。

書類受付後、受付完了の連絡および認定審査料に関する案内メールをお送りいたしますので、認定審査料（3万円）については、2017年8月31日（木）までに、指定の口座に振り込み願います。

※振込手数料は申請者にてご負担願います。

※振込み人欄に「申請書受理番号」と「氏名（カタカナ）」を入力願います。

送付先：

〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27

中央大学理工学部人間総合理工学科生物統計学 大橋研究室

担当：栗原順子

※原則として申請書類は返却いたしません。

※申請書類に含まれるすべての情報は、審査以外の目的には使用しません。

申請に関する問合せ先：

日本計量生物学会試験統計家認定事務局

E-mail：nintei_jbs@sinfonica.or.jp

過渡的措置による認定要件（責任試験統計家）

1) 学会の正会員歴が3年以上あること

- ・正会員歴とは非法人学会および法人学会の両者における正会員歴を指す。
- ・正会員歴には賛助会員歴、学生会員歴、名誉会員歴は含まれない。
- ・申請時点で法人の正会員であり、連続して正会員歴3年を有することとする。ただし、会費の納付がなされていることを必須とする。すなわち、申請時点で2014年から2016年まで正会員として会費納付済であり、2017年の正会員の会費を納付していること。

- 2) 大学院修士クラス以上の統計の専門教育を受けるか、統計検定 2 級相当以上の能力を有すること
 - ・ 申請書類の学歴、学位、資格（統計検定）、必要に応じて統計科目履修歴、統計関連の研究歴、教育歴の欄に必要な内容を記載すること。
 - ・ 統計検定については合格証のコピーを添付すること。
 - ・ なお、大学院修士クラス以上の統計の専門教育を受けたかどうかの判断は、学歴、学位、資格等の内容から総合的に判断する。

- 3) 10 試験程度以上の臨床試験の実務経験（試験計画書・解析計画書作成、解析、報告書・論文作成、データモニタリング委員会委員等）を有すること（臨床試験実施計画書・報告書・論文に名前、臨床試験論文に謝辞があることが望ましい）
 - ・ 申請書類に、関与した臨床試験の一覧（2007 年以降に報告書作成、論文公表がなされたもの、30 試験以内）を記載し、試験ごとに関与した内容、責任・役割を記載する。
 - ・ 報告済みまたは公表済みの臨床試験が規定数に満たない場合、それらの実務経験を優先的に記載した上で、申請時点で進行中の臨床試験の実務経験を記載することも可とする。ただし、進行中の臨床試験は、臨床試験登録 ID が付与されているもの、またはプロトコル・デザイン論文が公表されているものに限る。進行中の臨床試験の実務経験は、必ずしも報告済みまたは公表済みの臨床試験と同等の実務経験とみなされるとは限らない。
 - ・ なお、論文は査読付きのものに限る。

- 4) 統計の方法論、臨床試験に関わる学会・論文発表を有し研究業績があること
 - ・ 申請書類に、学会・シンポジウムにおける生物統計学または臨床試験方法論に関する研究発表の一覧（2007 年以降に発表がなされたもの、30 件以内）、および生物統計学または臨床試験方法論に関する著書・論文の一覧（公表時期は問わず、30 件以内）を記載すること。
 - ・ なお、論文は査読付きのものに限る。

- 5) 日本計量生物学会正会員、または参加した臨床試験の責任者など実務経験をよく知る者からの推薦があること
 - ・ 申請書類に、推薦者 1 名の推薦書（様式自由）を添付すること。

以上